

【平塚市まちづくり条例施行規則第59条（その他の整備基準）関係】

担当 産業振興部 商業観光課 電話 35 8107

- 1 条例施行規則第59条第2項第1号の別に定める商店街等は、次のとおりとする。
 - (1) 紅谷町パールロード商店街振興組合
 - (2) 湘南スターモール商店街振興組合
 - (3) 西海岸商店街振興組合
 - (4) 公園通り新仲会
 - (5) 公園通り西口商店会
 - (6) 紅谷 Be ロード会
 - (7) 宝町商店会

- 2 条例施行規則第59条第2項第2号の前号に規定する区域以外は、商業地域内で、前号に掲げる商店街等以外の区域をいう。

- 3 条例施行規則第59条第2項第3号の別に定める協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) ホテル等を開発する場合には、1階部分を宿泊者以外の方にも利用できる施設としていただきたい。併せて、既存の宿泊施設への影響も予想されるため、平塚市旅館組合への加入を含め、事前に同組合との協議の場を設けること。
(平塚市旅館組合との協議の経過については報告書等を提出していただく。)
 - (2) 開発の場所が湘南ひらつか七夕まつり開催時の交通規制区域に入っている場合は、開発業者、販売業者ともにこのことを承諾し、マンション等の販売にあたっては、必ず顧客に対して七夕期間中の混雑や車の出入り等の禁止や制限のある旨を説明し、承諾を得たうえで購入していただくこと。
 - (3) 開発場所に商店会が存在する場合、事前に商店会長等に面談し、商店会費や街灯などの商店会共同管理施設に対する費用負担の有無の確認と工事時の注意事項等の指示を受け、確認すること。

(商店会長等との協議の経過については、報告書等を提出していただく。)

附 則

この基準は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。